

- 問1 消費者の被害を救済する法律に関する記述のうち、製造物責任法（PL法）が対象としている事例として適切なものはどれですか。（2024年 徳島県公立入試 類似）
- | | | | |
|---|---|--|---|
| 1. インターネット通販で購入した商品が、一週間経っても届かないため、運営会社に問い合わせた。 | 2. 販売員から「必ず値上がりする」と嘘の説明を受けて高額な契約を結んでしまったため、契約を解除した。 | 3. 購入した電気製品の配線に欠陥があり、火災が発生して家財を焼失したため、メーカーに賠償を求めた。 | 4. スーパーで購入した生鮮食品が広告の表示価格より高かったため、差額の返金を求めた。 |
|---|---|--|---|
- 問2 市場経済において、消費者が買いたいと考える「需要量」と、生産者が売りたいと考える「供給量」が一致したときに決まる価格を何というか。（2015年 千葉県公立入試 類似）
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 公共料金 | 2. 卸売価格 | 3. 独占価格 | 4. 均衡価格 |
|---------|---------|---------|---------|
- 問3 消費者が訪問販売や電話勧誘販売などで、不意打ち的に契約を迫られた際に、一定期間内であれば理由を問わず無条件で契約を白紙に戻すことができる制度を何といいますか。（2021年 群馬県公立入試 類似）
- | | | | |
|---------------|------------|--------------|-------------|
| 1. 製造物責任（PL）法 | 2. 三面等価の原則 | 3. 消費者団体訴訟制度 | 4. クーリング・オフ |
|---------------|------------|--------------|-------------|
- 問4 売買契約の仕組みについて述べた次の文のうち、契約が成立する過程における「意思表示」のあり方として正しいものはどれですか。（2022年 新潟県公立入試 類似）
- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1. 消費者がお店のメニューやカタログを見た時点で、自動的に契約の意思表示とみなされる | 2. 買い手と売り手の双方が契約の内容に同意し、意思が合致することで成立する | 3. 一度成立した契約は、いかなる理由があっても一方的に取り消すことはできない | 4. 契約は必ず書面を作成しなければならず、口頭での約束は意思表示に含まれない |
|---|--|---|---|
- 問5 1960年に池田勇人内閣が閣議決定した、10年間で国民総生産を2倍にすることを目標とし、完全雇用の達成や国民の生活水準を大幅に引き上げることを目指した計画を何というか。（2019年 東京都公立入試 類似）
- | | | | |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 新長期経済計画 | 2. 第一次五カ年計画 | 3. 経済社会発展計画 | 4. 国民所得倍増計画 |
|------------|-------------|-------------|-------------|
- 問6 為替相場が1ドル＝120円から1ドル＝110円へと変動した際、日本の産業や生活に与える影響として最も適切なものはどれですか。（2016年 千葉県公立入試 類似）
- | | | | |
|--|---|---|--|
| 1. 輸出企業が海外で得たドルを日本円に換算した際、受け取れる日本円の額が増えるため、国内景気が向上く。 | 2. 海外から輸入する天然ガスや食料品の価格が安くなり、輸入産業や消費者に有利に働く。 | 3. 日本で作った自動車などを海外で販売する際、現地の販売価格を安く設定できるため、輸出産業に有利に働く。 | 4. 円の価値が下がったこと becoming ため、日本人が海外旅行へ行く際に必要な費用が以前よりも高くなる。 |
|--|---|---|--|
- 問7 製造物責任法（PL法）の導入により、消費者が製品事故による被害の賠償を求める際に、以前の民法上の原則と比べて、証明すべき対象がどのように変化したか、最も適切なものを選びなさい。（2020年 奈良県公立入試 類似）
- | | | | |
|--|--|---|-------------------------------------|
| 1. 消費者が製品を正しく使用しており、一切の不注意がなかったという「潔白」 | 2. 商品を購入してから一定期間内であれば、無条件で「解約」できる権利があること | 3. 製造者の故意や過失（不注意）ではなく、製品そのものに備わっていた「欠陥」 | 4. 契約を結ぶ際に、事業者が重要な事項について「嘘の説明」をしたこと |
|--|--|---|-------------------------------------|
- 問8 製品の欠陥によって生命や身体に被害を受けた消費者が、企業に対して損害賠償を求める際、製造物責任法（PL法）が施行されたことで大きく変わった点はどれですか。（2017年 東京都公立入試 類似）
- | | | | |
|---|--|--|---|
| 1. 消費者が企業の「過失」を証明しなくても、製品の「欠陥」があったことを証明すれば損害賠償が認められるようになった。 | 2. 企業側に「過失」があることを、消費者が専門的な知見を用いて詳しく証明しなくてはならなくなった。 | 3. 契約を結んでから一定期間内であれば、製品に「欠陥」がなくても無条件で損害賠償を請求できるようになった。 | 4. 製品に「欠陥」があっても、企業側に故意のミスがなければ消費者は損害賠償を請求できなくなった。 |
|---|--|--|---|
- 問9 社会において「資源の有限性」があるために、私たちが経済活動を行う上で必ず直面する「意思決定」に関する説明として、最も適切なものはどれか。（2022年 広島県公立入試 類似）
- | | | | |
|--|--|---|---|
| 1. 資源は無限に存在するため、何を選択するかを悩む必要はなく、すべての欲求を同時に満たすことができる。 | 2. 希少性が高いもののほど価格が安くなるため、家計は常に最も希少なものを優先して購入すべきである。 | 3. 資源が限られている場合には、政府がすべての個人の欲求を完全に禁止することで、希少性の問題を解決する。 | 4. すべての欲求を満たすことは不可能なため、限られた資源を何に使うかという「選択」を行う必要がある。 |
|--|--|---|---|
- 問10 日本において、電気やガス、水道などの料金は、市場経済における自由な競争に任せるのではなく、政府や国会が価格の決定や認可に関与しています。このように政府が価格決定に関わる仕組みとなっている主な理由として、最も適切な説明を選んでください。（2026年 滋賀県公立入試 類似）
- | | | | |
|--|---|--|--|
| 1. すべての公共料金は国際的な条約によって世界一律の価格に設定することが義務付けられているため | 2. 国営企業以外の参入が法律ですべて禁止されており、企業間の競争が全く存在しないため | 3. 需要と供給のバランスを無視して、常に原価よりも低い価格で提供し続けなければならないため | 4. 国民生活への影響が大きく、価格が急激に変動すると生活の安定が損なわれるおそれがあるため |
|--|---|--|--|
- 問11 公正取引委員会が、企業による独占や不当な取引制限を厳しく取り締まっている最大の理由として、最も適切な説明はどれですか。（2025年 栃木県公立入試 類似）
- | | | | |
|---|---|---|--------------------------------------|
| 1. 国内の主要な産業をすべて政府の管理下に置くことで、計画的な経済運営を行うため | 2. 企業が価格や品質で自由に競争することで、技術革新が促され、消費者の利益が守られるから | 3. すべての商品の販売価格を一定に保ち、企業の利益が減少しないように調整するため | 4. 特定の巨大企業を保護し、外国企業が日本市場に参入することを防ぐため |
|---|---|---|--------------------------------------|
- 問12 為替相場において、1ドルあたりの価値が0.7537ユーロから0.9017ユーロに推移した事例について、この現象が経済に与える影響を説明した文として正しいものはどれですか。（2019年 神奈川県公立入試 類似）
- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1. ドルに対してユーロの価値が低くなったことを示しており、ユーロ圏からアメリカへの輸出において国際競争力が向上する。 | 2. ユーロとドルの価値が均衡したことを示しており、輸出入に関わる企業の経営リスクが解消される。 | 3. ドルに対してユーロの価値が高くなったことを示しており、アメリカからユーロ圏への輸入コストが低下する。 | 4. 1ドルの価値がユーロに対して安くなったことを示しており、アメリカからユーロ圏へ旅行する人の滞在費が安くなる。 |
|---|--|---|---|

答え合わせ・解説

問1	答え 3 購入した電気製品の配線に欠陥があり、火災が発生して家財を焼失したため、メーカーに賠償を求めた。	製造物責任法は、製品の「欠陥」によって、その製品以外の財産（家財など）や、人の生命・身体に被害が及んだ場合に適用されます。選択肢にある「不当な説明による契約解除」は消費者契約法がカバーする範囲であり、商品の未着などのトラブルは民法の契約に関する規定や消費者保護の別の枠組みで扱われます。
問2	答え 4 均衡価格	需要曲線と供給曲線が交わる点では、買い手と売り手の希望する数量がちょうど一致する。この状態を均衡と呼び、その時の価格を均衡価格という。市場には価格の変動を通じて需要量と供給量を調整する機能があり、これによって過不足のない取引が実現される。
問3	答え 4 クーリング・オフ	訪問販売や電話勧誘などの特定の取引では、消費者が冷静な判断ができないまま契約してしまうことがあります。これに対し、契約書面を受け取った日から数えて一定期間内（原則8日間など）であれば、消費者が一方的に契約を解除できる権利を保障することで、消費者の保護を図っています。「頭を冷やす（Cooling-off）」期間を設けるという意味が込められています。
問4	答え 2 買い手と売り手の双方が契約の内容に同意し、意思が合致することで成立する	契約の成立には、買い手と売り手の双方が契約内容を認め合う「意思表示の合致」が必要です。口頭での約束であっても、双方が合意すれば法的な契約として成立します。ただし、未成年者の契約や、強引な勧誘による契約など、特定の条件下では成立した契約を後から取り消すことができる消費者保護の仕組みも存在します。
問5	答え 4 国民所得倍増計画	1960年代の高度経済成長を象徴する経済計画であり、年平均成長率を7.2%と想定していましたが、実際にはそれを上回る驚異的なスピードで経済が成長しました。この計画によって、日本は短期間で経済大国としての地位を確立することとなりました。
問6	答え 2 海外から輸入する天然ガスや食料品の価格が安くなり、輸入産業や消費者に有利に働く。	為替レートが120円から110円に変化する「円高」の状況では、より少ない円で外貨を調達できるため、海外からの輸入製品を安く買い付けることができます。一方で、日本の輸出企業にとっては、海外でドル建てで売り上げた利益を円に戻す際に目減りしてしまうため、輸出には不利な状況となります。
問7	答え 3 製造者の故意や過失（不注意）ではなく、製品そのものに備わっていた「欠陥」	かつての民法では、被害者が相手の「過失」を証明する必要がありました。しかし、高度な工業製品のミスが消費者が突き止めるのは難しいため、PL法では「製品が本来備えているべき安全性を欠いていること（欠陥）」を証明すれば足りるとされました。これにより、消費者の権利保護が大幅に強化されました。
問8	答え 1 消費者が企業の「過失」を証明しなくても、製品の「欠陥」があったことを証明すれば損害賠償が認められるようになった。	従来の法律では、損害賠償を請求する際に消費者が企業の「過失（不注意やミス）」を証明する必要がありましたが、高度な技術で製造される製品の内部のミスを消費者が突き止めるのは困難でした。そこで1994年に公布されたPL法では、企業側に過失があったかどうかではなく、製品自体に「欠陥」があったことを証明できれば損害賠償を求めることができるようになり、消費者保護が強化されました。
問9	答え 4 すべての欲求を満たすことは不可能なため、限られた資源を何に使うかという「選択」を行う必要がある。	私たちの自由に使えるお金（予算）や時間、そして社会全体の資源には限りがあります。希少性が存在する環境下では、ある目的のために資源を使うと、別の目的にその資源を使うことができません。そのため、私たちは自分にとって最も満足度の高いものは何かを考え、限られた中から最善のものを選び取らなければなりません。
問10	答え 4 国民生活への影響が大きく、価格が急激に変動すると生活の安定が損なわれるおそれがあるため	公共料金は、私たちの日常生活に不可欠なサービスであるため、その価格が市場の需給関係だけに任されて急騰したりすると、国民の生活に大きな混乱を招きます。そのため、政府や国会が認可や決定のプロセスに関与することで、不当な値上げを抑え、価格の安定を図る役割を果たしています。
問11	答え 2 企業が価格や品質で自由に競争することで、技術革新が促され、消費者の利益が守られるから	市場経済の仕組みでは、競争があるからこそ企業はより安く、より質の高い商品を作ろうと努力します。独占やカルテルはこの競争原理を壊してしまうため、公正取引委員会が介入して競争環境を維持し、結果として消費者が多様な選択肢を適正な価格で享受できるようにしています。
問12	答え 1 ドルに対してユーロの価値が低くなったことを示しており、ユーロ圏からアメリカへの輸出において国際競争力が向上する。	数値が0.75台から0.90台へ増えたことは、以前よりも多くのユーロを出さないと1ドルが手に入らなくなったことを指しており、相対的にユーロの価値が下落した「ユーロ安・ドル高」の状態を指します。ユーロ安になると、ユーロ圏の輸出企業はアメリカ市場において価格を下げやすくなり、売り上げを伸ばす機会が増えるため、経済的に有利な影響を受けることとなります。